



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則	2
大和高田市運動場条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）	2
大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）	5
訓令	11
大和高田市立病院建替え候補地検証支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（市立病院財務企画課）	11
告示	12
公印の廃止（総務課）	12
大和高田市庁役所舎前広場の区域の公示（総務課）	13
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	14
指定納付受託者の指定（企画創生課）	15
大和高田市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示（商工振興課）	15
大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	16
大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示（会計課）	16
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	16
指定居宅介護支援事業者の廃止（介護保険課）	17
公告	17
地理情報システム（GIS）サーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	17
土地家屋台帳履歴管理システムサーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	20
低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	22
材木町地内貯留施設補修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	25
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	29
最高価申込者の決定（収納対策室）	29
教育委員会	30
大和高田市教育委員会10月定例委員会の招集（教育総務課）	30
大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	30
選挙管理委員会	31
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	31
農業委員会	31
大和高田市農業委員会11月定例委員会の招集（農業委員会）	31
公営企業	32

水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） 32
 水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） 32
 水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） 32
 都市計画事業に係る図書の写しの縦覧（下水道課） 32

規 則

規則第33号

大和高田市運動場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市運動場条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市運動場条例施行規則（令和3年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「使用しようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「3日前」を「1月前から施設を使用する日」に改める。

第5条を次のように改める。

（使用許可）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、条例第3条各号のいずれにも該当しないため許可を決定したときは大和高田市運動場使用許可書（様式第2号）により、当該各号のいずれかに該当するため不許可を決定したときは大和高田市運動場使用不許可書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、同一の施設について、同一の申請者から別表に定める使用時間の区分のうち同日の二以上の区分について申請があったときは、いずれか一つの使用時間の区分に限り、その申請を許可することができる。

3 同一の施設の同日の同一の使用時間の区分における使用について、異なった時に二以上の使用の申請があったときは、最先の申請者のみがその申請について許可を受けることができる。

4 同一の施設の同日の同一の使用時間の区分における使用について、同時に二以上の使用の申請があったときは、抽選により施設を使用することができる者を決定する。

第6条第3項ただし書中「限りではない」を「限りでない」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

使用時間	8時から11時まで
	11時から14時まで
	14時から17時まで
	18時から21時まで

備考

- 1 市長は必要があると認めるときは、使用時間を延長し、又は短縮することができる。
- 2 夜間照明施設の使用期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 18時以降の使用については、前項の使用期間に限る。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用期間を 変更し、又は臨時に使用を中止することができる。

様式第2号中「この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

運動場使用不許可書

年 月 日付の申請について、施設の使用を不許可とします。

（不許可の理由）

（教示）

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市運動場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった施設の使用について適用し、同日前に申請のあった施設の使用については、なお従前の例による。

規則第34号

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（令和3年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「武道館の使用の許可を受けようとする者」の次に「(以下「申請者」と総称する。)」を加え、同条第2項中「10日前」を「総合体育館又は武道館を使用しようとする日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める時間のうち使用を希望する時間の区分を明示してこれを行うものとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後9時まで
- (4) 全日 午前9時から午後9時まで（日曜日又は休日にあつては、午後5時まで）

第5条を次のように改める。

(使用許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、体育館条例第4条各号又は武道館条例第5条各号のいずれにも該当しないため許可を決定したときは大和高田市総合体育館・武道館使用許可書（様式第2号）により、当該各号のいずれかに該当するため不許可を決定したときは大和高田市総合体育館・武道館使用不許可書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 同一の施設の同一の日時における使用について異なった時に二以上の使用の申請があつたときは、最先の申請者のみはその申請について許可を受けることができる。

- 3 同一の施設の同一の日時における使用について同時に二以上の使用の申請があつたときは、抽選により施設を使用することができる者を決定する。

別表第1 総合体育館・附属設備使用料の表体育館会議室の項中「半日は1/2」を「半日の使用（全日以外の使用時間の区分における使用をいう。以下同じ。）」にあつては、使用料の欄に規定する額の1/2の額とする。」に改め、同表電光得点表示盤の項中「公式戦のみ使用可」を削る。

別表第2 武道館・附属設備使用料の表中「半日は1/2」を「半日の使用にあつては、使用料の欄に規定する額の1/2の額とする。」に改める。

様式第1号中

「

場	総合体育館	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> 競技場／半面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> 相撲場 <input type="checkbox"/> トレーニング室
		総合体育館・附属設備 <input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱 <input type="checkbox"/> テニス支柱 <input type="checkbox"/> 卓球台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤（公式戦のみ使用可）
所	武道館	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／半面
		武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 武道館会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室 <input type="checkbox"/> 放送設備

貸出器具・用具	<input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フロアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット <input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール <input type="checkbox"/> 卓球ラケット
---------	---

」を

「

場	総合体育館	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 競技場／半面 <input type="checkbox"/> 相撲場
		総合体育館・附属設備 <input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード 組 <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 組 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱 組 <input type="checkbox"/> テニス支柱 組 <input type="checkbox"/> 卓球台 台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤（公式戦のみ使用可）

武 道 館	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／半面
	武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 武道館第1階会議室 <input type="checkbox"/> 武道館第2階会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室 <input type="checkbox"/> 放送設備

貸 出 器 具・用具	<input type="checkbox"/> 椅子 脚 <input type="checkbox"/> 机 台 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フローアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット 本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット 本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール（40球） 籠 <input type="checkbox"/> 卓球ラケット 本
---------------	--

」に改め

る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

総合体育館・武道館使用許可書

年 月 日付けで申請のあった総合体育館又は武道館の使用について、次のとおり、総合体育館・武道館の使用を許可します。

日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日
場 所	総合 体育 館	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 競技場／半面 <input type="checkbox"/> 相撲場	
	武道 館	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／半面 武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード 組 <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 組 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱 組 <input type="checkbox"/> テニス支柱 組 <input type="checkbox"/> 卓球台 台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤（公式戦のみ使用可）	
貸出器具・ 用 具	<input type="checkbox"/> 椅子 脚 <input type="checkbox"/> 机 台 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フロアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット 本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット 本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール（40球） 籠 <input type="checkbox"/> 卓球ラケット 本		
備考			

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

総合体育館・武道館使用不許可書

年 月 日付の申請について、施設の使用を不許可とします。

（不許可の理由）

（教示）

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった総合体育館及び武道館の使用について適用し、同日前に申請のあった施設の使用については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第13号

大和高田市立病院建替え候補地検証支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年10月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院建替え候補地検証支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立病院建替え候補地検証支援業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定を公募型プロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立病院建替え候補地検証支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項及び業務仕様書の策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (2) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市立病院副院長のうち市立病院長が指名する者
- (2) 総務部長
- (3) 市立病院看護局長
- (4) 市立病院技術局長
- (5) 未来まちづくり局理事
- (6) 環境建設部長

- 3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員と

することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長は、市立病院副院長のうち市立病院長が指名する者をもってこれに充てる。

3 副委員長は、総務部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院事務局財務企画課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。


告 示

告示第98号の2

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

令和5年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

公印の名称	市役所印
寸法	方30mm
廃止する理由	使用していないため
使用廃止年月日	令和5年9月27日
印影	

告示第100号

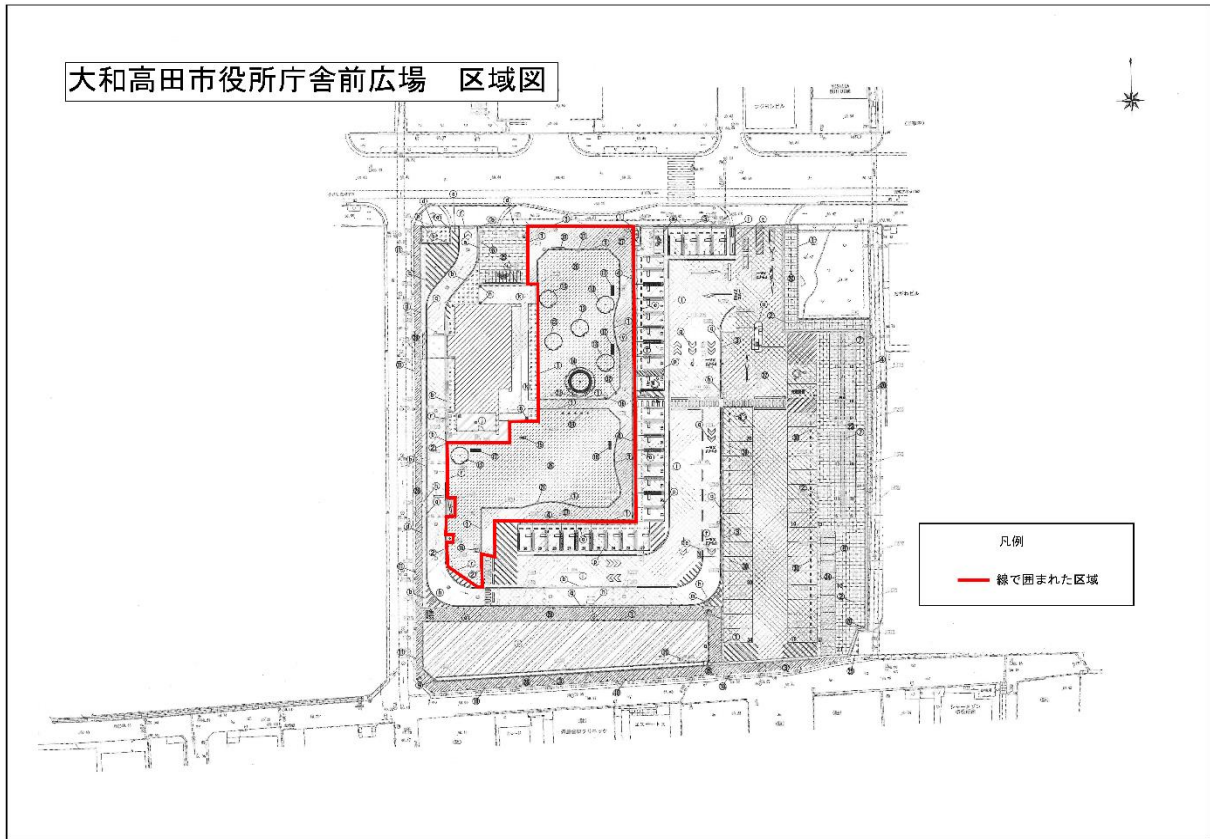
大和高田市まちの広場条例施行規則（令和5年規則第30号）第3条に基づき、大和高田市庁役所舎前広場の区域を次のとおり告示する。

令和5年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

1. 名称
大和高田市役所庁舎前広場
2. 区域
別図1のとおり

別図1



告示第101号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年9月5日	1		1							
令和5年9月6日	1									
令和5年9月26日			1							
令和5年9月28日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和5年9月5日	大和高田市材木町5-44	1	
令和5年9月27日	大和高田市勝目73-11	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和5年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間

令和5年10月11日から令和6年3月31日まで

告示第103号

大和高田市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市移住支援金交付要綱（令和2年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ（イ）中「3月以上1年以内」を「1年以内」に改め、同条第2号エ及び第3号イ中「就業し、申請時において連続して3月以上在職していること」を「就業していること」に改め、同条第6号ウ中「3月以上1年以内」を「1年以内」に改める。

様式第5号中「（終業後3月の実績）」を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第104号

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱（令和3年告示第60号）の一部を次のように改正する。
様式第1号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

告示第105号

大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月11日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市金融機関の指定についての一部を改正する告示

大和高田市金融機関の指定について（平成15年告示第7号）の一部を次のように改正する。
第2項中「株式会社 みずほ銀行」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日より施行する。

告示第106号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和5年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和6年1月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間

告示第107号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者の名称

有限会社 ソフト

2 指定する事業所の名称及び所在地

ソフト居宅介護支援事業所

奈良県大和高田市大谷349-1

3 廃止年月日

令和5年11月30日

4 サービスの種類

居宅介護支援

公 告

公告第105号

入 札 公 告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	地理情報システム（GIS）サーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3 契約期間	入札説明書（仕様書）のとおり
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年10月4日（水）から令和5年10月17日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様）</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次</p>

書)についての質疑 応答	のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和5年10月19日（木）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和5年10月20日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和5年10月25日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年10月26日（木）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第106号

入札公告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	土地家屋台帳履歴管理システムサーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3 契約期間	納入期限：令和6年2月16日 リース期間：令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。

	<p>(4) 受付期間 令和5年10月4日（水）から令和5年10月17日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年10月19日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年10月20日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年10月25日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

1 2 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年10月26日（木）午前10時45分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 5 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第107号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
2 履行場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	契約締結日から令和6年3月29日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 低濃度PCB含有物に関して、以下のいずれかに該当する者であること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の4第1項の規定に基づく収集運搬業の許可及び法第14条の4第6項の規定に基づく処分業の許可を受けている。 イ 法第15条の4の4の規定に基づく無害化処理の認定（「収集又は運搬の有無」が「無」のもの）及び法第14条の4第1項の規定に基づく収集運搬業の許可を受けている。 ※上記アイの処分業の許可若しくは無害化処理の認定及び収集運搬業の許可については、どちらか一方のみを受けている者がもう一方を有する者（ただし下記（2）から（5）までに該当する者は除く。）と業

	<p>務提携を行う場合、要件を満たしているものとする。</p> <p>ウ 法第15条の4の4の規定に基づく無害化処理の認定（「収集又は運搬の有無」が「有」のもの）を受けている。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（1）を証する許可証又は認定証の写し</p> <p>④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑥ 業務提携書（業務提携を行う場合。指定様式）</p> <p>※業務提携を行うことにより5（1）ア又はイに該当している場合、②～⑤については、申請者のみならず提携先の分も併せて提出してください。</p> <p>※④及び⑤については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。（業務提携先分についても同様。）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年10月4日（水）から令和5年10月18日（水）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年10月23日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年10月25日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年10月30日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講ずることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年10月31日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚</p>

	偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第108号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年10月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第35号
- (2) 工事名 材木町地内貯留施設補修工事
- (3) 工事場所 大和高田市 材木町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年12月28日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 1,483,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 1,483,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,319,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による

再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年10月4日（水） ～ 令和5年10月24日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年10月4日（水） ～ 令和5年10月24日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月18日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月20日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月12日（木） ～ 令和5年10月23日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月24日（火） 午前10時20分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
 - ウ 他人のICカードを使用した入札
 - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
 - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
 - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
 - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
 - オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6の(5)のとおり、違約金を徴取し、入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
 メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第109号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年10月12日

大和高田市長 堀内 大造

公告第110号

不動産等の最高価申込者等決定公告

国税徴収法第104条の規定により、公告第87号の公売に係る公売財産の最高価申込者を、同法第104条の2の規定により同じく次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

令和5年10月24日

大和高田市長 堀内 大造

記

公 売 財 産 (売却区分番号)		最高価申込価額 (円) 最高価申込者の氏名 または名称	次順位買受申込価額(円) 次順位買受申込者の氏名 または名称
大和高田市-1 (別紙「公売財産目録」参照)		1,190,000円 呂井 一夫	- 該当者無し
大和高田市-3 (別紙「公売財産目録」参照)		8,910,000円 関本 立夫	- 該当者無し
最高価申込者等の決定年月日		令和5年10月24日	
売却 決定 期 日	最高価申込者	次順位買受申込者	
	日時	該当者無し	
場所	大和高田市役所 収納対策室		

(別紙)

公売財産目録

<大和高田市-1>

(土地の表示)

所在 奈良県大和高田市大字市場

地番 574番1

地目 田
地積 647㎡
以上、登記簿による表示
<大和高田市-3>
(土地の表示)
所在 奈良県大和高田市蔵之宮町
地番 173番4
地目 宅地
地積 341.29㎡
(主である建物の表示)
住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町15番15号
所在 奈良県大和高田市蔵之宮町173番4
家屋番号 ①173番4 ②173番4の2
種類 ①居宅・店舗 ②共同住宅
構造 ①木造瓦葺2階建②木造かわらぶき2階建
床面積 ①1階 67.88㎡ 2階 69.81㎡
②1階 172.39㎡ 2階 142.65㎡
築年 ①昭和54年10月2日 新築
②建築年月日不詳
以上、登記簿による表示

教育委員会**教育委員会告示第20号**

大和高田市教育委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年10月16日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年10月19日(木)午後2時00分

2 場所

市役所3階 庁議室西

3 議案

第1号 大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

教育委員会告示第21号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月19日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第59号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年10月5日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年10月12日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年10月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年11月10日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

公営企業

上下水道事業告示第17号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年10月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
トータルサポート	井上 浩二	大阪府大阪市平野区瓜破東8-4-14-3

上下水道事業告示第18号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年10月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
ナカショウ設備	中道 翔太	奈良県大和郡山市矢田山町11番9

上下水道事業告示第19号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年10月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社 456	西岡 正人	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町三丁目2番6号

上下水道事業公告第29号

国土交通省近畿地方整備局長より都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規程において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第63

条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年10月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 施行者の名称

奈良県

2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業

大和川上流・宇陀川流域下水道

3 事業計画

3-1 事業地

別添、事業地を表示する図面のとおり

1) 収用の部分・・・変更なし

2) 使用の部分

昭和46年建設省告示第494号、昭和46年建設省告示第1491号、昭和48年建設省告示第2330号、昭和49年建設省告示第1499号、昭和51年建設省告示第360号、平成3年建設省告示第533号、平成8年建設省告示第1309号、平成16年近畿地方整備局告示第133号、平成18年近畿地方整備局告示第68号及び平成25年近畿地方整備局告示第52号の事業地のうち、御所市大字池之内において事業地を変更する。

3-2 設計の概要

別添、設計の概要を表示する図書のとおり

3-3 事業施行期間

自 昭和46年3月25日

至 令和7年3月31日

4 その他国土交通省令で定める事項

資金計画書

5 都市計画事業変更認可図書の縦覧

縦覧場所 大和高田市上下水道部下水道課

縦覧期間 自 令和5年10月11日～令和7年3月31日